

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
多良木町(槻木地区)	久米10区～久米12区	令和3年3月26日	

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	30 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	23 ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	12 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	8 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	0 ha
(備考)	

注1:③の「70才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
注4:プランには、話し合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

本町の山間部に位置し、令和2年4月1日現在の槻木地区の人口は110名(65世帯)で、65歳以上の占める割合は、約86%である。 地区内に認定農業者等がおらず、新たな中心経営体も1名である。条件の悪い農用地が多く、担い手の確保が懸念される地域である。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話し合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

地域に認定農業者等はおらず、水田や樹園地の利用を新たな中心経営体1経営体だけで担うのは困難であるため、地域全体で担っていく必要がある。山間部で条件の悪い農地が多いため、新たな担い手の確保は困難であると思われる。山間部に適した農産物を模索しながら、現状を可能な限り維持していく。
--

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。
注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。